

宮崎県医療介護推進協議会設置要綱

平成27年3月17日
福祉保健部医療薬務課
長寿介護課

(設置)

第1条 県内の医療・介護の推進を図るため、医療・介護関係者等で構成する多職種協働による医療介護推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 地域医療介護総合確保計画に対する意見に関すること。
- (2) 在宅医療・介護推進に係る方針策定に関すること。
- (3) 在宅医療・介護推進に係る課題の抽出と対応策の検討等に関すること。
- (4) その他医療・介護推進のために必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 協議会は、別表に掲げる団体等の推薦する委員をもって構成する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は妨げない。

(会議)

第5条 協議会は、福祉保健部長が招集する。

2 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、協議会を主宰する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、委員のうちから互選された者がその職務を行う。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、宮崎県福祉保健部長寿介護課医療・介護連携推進室において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、福祉保健部長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成27年3月17日から施行する。

2 協議会設置当初の委員の任期は、第4条の規定に関わらず、平成28年8月31日までとする。

附 則

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

宮崎県医療介護推進協議会構成団体等

団 体 名
宮崎県医師会
宮崎県歯科医師会
宮崎県薬剤師会
宮崎県看護協会
宮崎県理学療法士会
宮崎県作業療法士会
宮崎県栄養士会
宮崎県老人保健施設協会
宮崎県社会福祉協議会
宮崎県老人福祉サービス協議会
宮崎県介護支援専門員協会
宮崎県地域包括・在宅介護支援センター協議会
宮崎県介護福祉士会
宮崎大学
宮崎県市長会
宮崎県町村会
宮崎県保険者協議会
宮崎県老人クラブ連合会
宮崎県地域婦人連絡協議会
宮崎県保健所長会